

労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、

「国籍・地域」と「在留資格」の記入が必要です。

※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

国籍・地域

見本

在留カード
 日本国政府 在留カード
 氏名 TURNER ELIZABETH
 生年月日 1985年12月31日 性別 女
 国籍・地域 米国
 STATUS Designated Activities
 NATIONALITY/REGION

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格

見本

在留カード
 日本国政府 在留カード
 氏名 TURNER ELIZABETH
 生年月日 1985年12月31日 性別 女
 国籍・地域 米国
 STATUS Designated Activities
 NATIONALITY/REGION

上陸許可証印
 JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR
 上陸許可
 LANDING PERMISSION
 許可年月日 2017
 在留期限 2018
 在留資格 特定活動
 Status: Designated Activities

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ **在留資格が「特定活動」の場合**

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動タイプを確認し、下表のうち、あてはまる活動タイプを1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動タイプ	特定活動	特定活動
・ 特定活動(ワーキングホリデー)	・ 特定活動(造船分野)	・ 特定活動(造船分野)
・ 特定活動(EPA)	・ 特定活動(外国人調理師)	・ 特定活動(外国人調理師)
・ 特定活動(高度学術研究活動)	・ 特定活動(ハラル牛肉生産)	・ 特定活動(ハラル牛肉生産)
・ 特定活動(高度専門・技術活動)	・ 特定活動(製造分野)	・ 特定活動(製造分野)
・ 特定活動(高度経営・管理活動)	・ 特定活動(就職活動)	・ 特定活動(就職活動)
・ 特定活動(高度人材の就労配偶者)	・ 特定活動(その他)	・ 特定活動(その他)
・ 特定活動(建設分野)		

見本

指定書
 DESIGNATION
 氏名
 国籍
 Nationality

出入国管理及び移民法第10条第1項第2号の下の欄の規定に基づき上記の事項について記載された指定書(右参照)を添付し、本欄に記入してください。
 According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows.

日本国政府
 MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

★ **在留資格が「技能実習」の場合**

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例)技能実習1号イ など